

## 令和8年 第1回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年1月22日（木）  
午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和8年1月22日(木) 午後2時00分～午後3時15分	
2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室	
3. 出席委員(16人) 会長職務代理者：8番 黒須 明 委員：1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥 畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、 18番 大野 悟、19番 大野 覚文	
4. 欠席委員(1人) 会長：16番 興野 礼子	
5. 遅参委員(0人)	
6. 早退委員(0人)	
7. 欠員 2番、17番	
8. 出席農地利用最適化推進委員(4人) 2番 岡崎 一徳、13番 大谷 頼正、14番 寺島 京子、17番 小池 秀俊	
9. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第12号)に係る意見聴取について	
10. 農業委員会事務局職員 事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長(小口)	ただいまから令和8年第1回総会を開会いたします。本日は、興野会長が全国農業委員会女性協議会の研修に出席しており、欠席となっておりますので、まずは、黒須 明 会長職務代理からご挨拶をお願いいたします。
会長職務代理者(黒須)	< 開会前のあいさつ >

事務局長（小口）	出席委員は、17名中16名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、興野会長が欠席ですので、以後の議事進行は、黒須会長職務代理にお願いいたします。
会長職務代理者（黒須）	直ちに会議を開きます。（午後 2時 00分） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（小口）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（小口）	< 経過報告を朗読 > < 農地転用許可手続に係る指令書の交付について、今般の関東農政局管内の指導事例に鑑み、本市においても令和8年1月の総会上程案件より、当事者の連署による許可申請に対する指令書は、双方に交付するよう会長決裁を経て是正する旨を報告 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 >  異議なしと認め、議事録署名委員は 12番 田澤 稔 委員、13番 滝 薫 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、10番 小池 進 委員。整理番号2、13番 滝 薫 委員。整理番号3、10番 小池 進 委員。整理番号4、19番 大野 覚文 委員。
10番 小池 進 委員	1月18日、小池推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。この案件は、受人が10年間耕作していた農地について、渡人から農業をやめたいので買ってほしいと頼まれ、申請に至ったものです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜、梨。農業従事年数及び農業形態、約40年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田1,485a、畑334a、樹園地181a、計2,000a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
13番 滝 薫 委員	1月16日、黒尾推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。申請人は、同居する母親が所有する農地が申請地の隣接地にあり、現在自家消費用の野菜を作っている状況です。申請地においては、以前から口約束で使用承諾を得て、梅、ブドウ等の果樹を植えていたのですが、今回申請地を購入できることになり、申請に至ったそうです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、野菜、果樹（梅、ブドウ他）。農業従事経験及び農業形態、約5年。非農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約5m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田8a、畑7a、計15a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
10番 小池 進 委員	1月20日、大谷推進委員、代理人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。申請人は、非農家となりますが、以前から口約束で申請地を使用し、自家消費用の野菜を作っていました。今回申請地を取得できることになったため、申請に至ったそうです。渡人と受人の関係、親

<p>(10番 小池 進 委員)</p>	<p>族(弟と姉)。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ネギ、キュウリ、ナス。農業従事経験及び農業形態、約5年。非農家。農機具・家畜の保有状況、なし(くわで作業予定で、必要に応じて耕運機を導入予定)。取得地への通作距離、約10m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>19番 大野 覚文 委員</p>	<p>1月20日、仁野平推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。申請者は、申請地西側の隣接地(●●●、●●●、計757㎡)の農地を所有しており、現在も耕作中です。申請地を取得後は、娘が●●●内で経営している「●●●」に、生産した野菜を無償で提供予定ということで、今回申請地を取得することになりました(現在も所有農地で生産している野菜を無償で提供中)。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、タマネギ。農業従事経験及び農業形態、約15年。非農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑8a、計8a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>17番 小池秀俊 推進委員</p>	<p>(整理番号1について)一緒に現地調査を行いましたが、受人は地域でも大規模でやっている人なので、問題ないと思います。</p>
<p>13番 大谷頼正 推進委員</p>	<p>(整理番号3について)特に問題ありません。</p> <p>&lt; 他に意見なし &gt;</p>

議長	これより質疑に入ります。
議長	<p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p> <p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第2号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、4番 堀江 恒夫 委員。
4番 堀江 恒夫 委員	<p>1月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。変更前転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●。変更後転用事業者（承継者）、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地・雑種地、西が山林・畑、南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、なし。当初計画者による事業計画、総事業面積、2,729㎡。転用許可面積、2,729㎡。許可目的、建売住宅。土地造成、2,729㎡。建築物、一般住宅（棟数不明）。変更前の事業計画どおり事業ができない理由、農地転用許可を取得後33年ほど経過しており、当時の計画資料や状況を知っている者がおらず、詳細は不明であるが、事業が中断され現在に至っている。変更後の転用事業が変更前の事業と比べて同等又はそれ以上の緊急性及び必要性のあることの説明、申請地の道を挟んだ反対側に承継者の事務所があり、事業拡大に伴い従業員や事業用の車両等が増加したため、</p>

<p>(4番 堀江 恒夫 委員)</p>	<p>駐車場が不足している状況である。申請地は竹木や雑草が繁茂している状況であり、申請地を駐車場として利用することで効率的な土地利用が図れる。承継者による変更後事業計画、総事業面積、2,729㎡。転用面積、2,729㎡。転用目的、駐車場。土地造成、2,729㎡。建築物、該当なし。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。工事計画、令和8年2月1日から令和8年7月31日まで。その他、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、承認することが適切と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>2番 岡崎一徳 推進委員</p>	<p>報告のとおりひどい状況で、私も気にしていたところなので、現状が改善されるのはいいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>●●●地区担当 12番 田澤 稔 委員、何かありますか。</p>
<p>12番 田澤 稔 委員</p>	<p>周囲の畑もかなり荒れており、区画がわからない状況です。今回申請地を整理すれば、周りが見渡せるようになりますので、今回の申請は周辺地域にとっても有効な手段だと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」 は、異議等がないようですので、変更申請のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」 は、変更申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>

<p>(議長)</p>	<p>次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局 (大橋)</p>	<p>&lt; 議案第3号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1・2、4番 堀江 恒夫 委員。整理番号3・4、13番 滝 薫 委員。</p>
<p>4番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>1月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで宅地・雑種地、西が山林・畑、南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、市内に本店を有し建設業を行っているが、事業拡大に伴い従業員や事業用の車両等が増加したため、●●●事務所における駐車場が不足している状況であり、業務をスムーズに営むために敷地拡大を検討していたところ、近接地である申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、2,729㎡。転用面積、2,729㎡。転用目的、駐車場(29台分程度)。進入路、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年2月1日から令和8年7月31日まで。その他(他法令等との関係等)、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。過去に駐車場を目的とした農地転用の実績あり(農地転用実績書のとおり)。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>1月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地(集落に接続あり)。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が道を挟んで雑種地、南が宅地、北が田。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、夫と2人で市内の借家で生活しているが、新居を構え新たな住生活設計をしたく、住宅を建築する</p>

<p>(4番 堀江 恒夫 委員)</p>	<p>計画をしたところ、申請者が経営している飲食店に近い申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、244㎡。転用面積、244㎡。転用目的、一般住宅（木造平屋建 57.13㎡）。建築面積、58.79㎡。出入口、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年2月10日から令和8年7月31日まで。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。第1種農地であるが、集落接続の住宅として転用の不許可の例外に該当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>13番 滝 薫 委員</p>	<p>1月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社 代表社員 株式会社●●● 職務執行者 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が道を挟んで田、南が田、北が道を挟んで田。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、●●●内でも本市を含む数箇所に太陽光発電所を有しており、既存施設との一体管理を効率よく行える新たな発電所用地を探していたところ、条件の良い申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、1,439㎡（うちフェンス内約1,270㎡）。転用面積、1,439㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、税抜13円から14円。非FIT事業。売電先は●●●。電気売買に関する契約書あり。構造等、パネル168枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー10台。発電出力49.5kW、最大出力100.80kW、年間発電量約11万3千kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年3月5日から令和8年3月26日まで。その他（他法令等との関係等）、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。土地利用に関する事前協議済（令和7年10月3日付）。地域計画除外済（令和8年1月21日）。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済（令和6年10月9日）。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

<p>(13番 滝 薫 委員)</p> <p>議長</p> <p>2番 岡崎一徳 推進委員</p> <p>議長</p>	<p>1月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社 代表社員 ●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで山林・畑、西が山林、南が道を挟んで田、北が畑。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、賃借権の設定(21年間)。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、主にコンサルティング事業を行っているが、大型蓄電池を電力系統に接続し太陽光発電等で電気が余っている昼間などに電気を安く買い、電気が不足しているときに高く売ることなどにより収益を上げながら、電力需給のバランス調整や再生可能エネルギーの有効活用に貢献する電力の売買事業も行っており、当該事業用地として、近くに変電所がある土地を探していたところ、比較的容量に空きがある●●●変電所に近い申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、999㎡。転用面積、999㎡。転用目的、蓄電施設。電気の売買については、JEPX(日本卸電力取引所)という市場を通じて取引を行う。電気の取引単価は随時変動するため、アグリゲーターと呼ばれる特定卸供給事業者に委託してAIによる充放電制御を行う。事業面積が3,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。構造等、蓄電池2,032kW×4基。パワーコンディショナー20基。キュービクル1基。東電の最大受電電力1,980kW。周囲にフェンス設置。出入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年2月20日から令和8年5月31日まで。その他(他法令等との関係等)、東京電力の系統接続に関する承諾済(令和7年9月11日)。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p> <p>(整理番号1について) 現地が改善されればありがたいと思います。</p> <p>&lt; 他に意見なし &gt;</p> <p>●●●地区担当 12番 田澤 稔 委員、何かありますか。</p>
---	--

12番 田澤 稔 委員  議長	<p>(整理番号1について) 先程の報告のとおりですので、許可に進められればと思います。</p> <p>●●●地区担当 1番 大窪 克美 委員、何かありますか。</p>
1番 大窪 克美 委員  議長	<p>(整理番号2について) 近隣の方に聞いたところ、申請地は、過去に大きな災害もなく、大きな木もなく、非常に日当たりがよいところなので、全く問題ないかと思います。</p> <p>●●●地区担当 19番 大野 覚文 委員、何かありますか。</p>
19番 大野 覚文 委員  議長	<p>(整理番号3について) 申請地を含む一帯は、台風19号により●●●川が氾濫した際に、砂利等がかなり入ってしまったところです。農地として復元できるかどうかという状況で、今は作物がほぼ作られていないところなので、転用していいかと思います。</p> <p>これより質疑に入ります。</p>
12番 田澤 稔 委員  事務局(中山)	<p>(整理番号3について) 申請地と道路を挟んだ農地の所有者の同意書はもらわないのでしょうか。また、資料25・41ページについて、同意書に署名する方は、所有者自身でなく家族でもよいのでしょうか。</p> <p>それと、整理番号3では、総事業面積1,439㎡(うちフェンス内約1,270㎡)で事前協議をしているのに、整理番号4では、事業面積が3,000㎡未満のため事前協議対象外となっているのは、どうしてでしょうか。</p> <p>まず、同意書については、道路や水路、青地を挟んでいる場合は徴しておりません。申請地と接している農地のみ、できる限り徴しております。また、資料25ページの、申請地東側(●●●)に記載の●●●さんは、登記名義人で既に亡くなっているため、代表相続人の●●●さんから同意書の署名をいただいております。</p> <p>事前協議に関しましては、都市計画区域内外で面積が異なるんですが、境地区では10,000㎡以上、その他の地区では3,000㎡以上となります。ただし、太陽光発電施設については、地区に係わらず1,000㎡以上となっております。</p> <p>&lt; 他に質疑・異議なし &gt;</p>

議長	<p>ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第4号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1・2、3番 中村 東 委員。</p>
3番 中村 東 委員	<p>1月18日に、寺島推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。願出人、土地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で本人・関係人から聞き取り及び現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、令和4年11月 遺贈により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、特になし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約40年。申請地は、昭和57年に住宅を建築し、申請地周囲を塀で囲み、全体を宅地として利用するようになり、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の願出目的、宅地。令和6年に非農地願出を提出する予定となっておりますが、境界が曖昧な箇所があったため、測量して境界を確定させてから提出することとなり、今回の提出に至りました。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>1月18日に、寺島推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。願出人、土地は議案第4号 整理番号2のとおりです。調査方法、現地で本人・関係人から聞き取り及び現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成30年2月 売買により取得（取得後に土地の所在の錯誤が判明）。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、特になし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約</p>

<p>(3番 中村 東 委員)</p>	<p>40年。申請地は、隣接地に昭和57年に住宅が建築され、それ以降住宅敷地の一部として利用されるようになり、現在に至る。●●●さんの敷地の一部です。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の願出目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>14番 寺島京子 推進委員</p>	<p>双方から聞き取りを行いまして、40年前から非農地になっていることに間違いありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
<p></p>	<p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議等がないようですので、願出のおり認定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p></p>	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のおり認定することに決定いたしました。</p>
<p></p>	<p>次に、日程第6 議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第12号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（大橋）</p>	<p>&lt; 議案第5号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>内容について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局（中山）	<p>議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第12号）に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第12号）については、【地域計画区域内】新規8件、更新3件。農地中間管理権の設定を受ける者8名、農地中間管理権の設定をする者10名です。設定面積は、65,800㎡です。令和7年度累計は、975,962㎡です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和8年2月27日公告予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第12号）に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第12号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>（ 午後 3時 15分 ）</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年1月22日

議 長

12 番

13 番